事 務 連 絡 令和4年6月21日

各都道府県私立学校主管部課 各文部科学大臣所轄学校法人担当課

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

学校法人が海外事業等を実施する場合に留意すべき事項について (通知)

日頃より、私立学校行政の円滑な施行に格別の御努力を賜り厚く御礼申し上 げます。

日本が加盟している FATF (Financial Action Task Force (金融活動作業部会))では、加盟国のマネーローンダリング・テロ資金供与対策に関する FATF 勧告の実施状況について、FATF 事務局・その他加盟国の専門家で構成される審査団が評価を行っており、令和元年には、金融機関をはじめ、学校法人を含む NPO 等 (非営利法人) についても第四次対日相互審査が行われ、令和3年8月30日に、その報告書が公表されたところです。

【FATF 対日審査報告書(全文)】

https://www.fatf-gafi.org/media/fatf/documents/reports/mer4/Mutual-Evaluation-Report-Japan-2021.pdf

【FATF 対日報告書概要(仮訳)】

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/convention/fatf/20210830.p df

当該報告書において、学校法人を含む非営利団体に関して、次の事項が勧告 事項として挙げられています¹。

・高リスク地域やその周辺で活動する非営利団体に関する情報を活用し、<u>非営利団体に係るテロ資金供与のリスク評価を実施すべき</u>。リスク評価を活用し、 テロ資金供与に悪用される危険性が高い非営利団体を特定し、非営利団体の 正当な活動を不当に妨げることなく、<u>モニタリング又は監督するため、リス</u>

¹ FATF (2021), Anti-money laundering and counter-terrorist financing measures – Japan, p.94

クベースアプローチを採用すべき。

・高リスク地域における非営利団体の活動の完全性を保護するため、<u>テロ資金</u> 供与リスクと好事例について、非営利団体へのアウトリーチを実施すべき。

政府においては、今般の報告書公表を契機として、令和3年8月、政府一体となって対策を進めるべく、文部科学省を含む関係省庁の会議体である「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を設置するとともに、今後3年間の行動計画を策定・公表しました。

【マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画】

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/202 10830_2.pdf

この「行動計画」において、次の取組を掲げています。

- ・NPO がテロ資金供与に悪用されるリスクについて適切に評価を行い、リスクベースでモニタリングを実施する。
- ・高リスク地域で事業を実施する NPO の活動の健全性が維持されるよう、テロ資金供与リスクとテロ資金供与対策の好事例に関する周知を行う。

これらを踏まえ、文部科学省では、「学校法人が海外事業を実施する場合の セルフチェックリスト(以下「セルフチェックリスト」という。)」(別添)を 作成しました。

すでに海外事業を実施している学校法人及び海外事業の実施を検討している 学校法人におかれては、下記のことに留意いただくとともに、本セルフチェックリストも御活用いただき、テロ資金供与対策の徹底をお願いいたします。

また、各都道府県私立学校主管部課におかれては、所轄の学校法人に対して、 海外事業を実施する場合に留意すべき事項について周知いただくとともに、学 校法人がテロ資金供与の活動に巻き込まれることのないよう、引き続き指導・ 監督いただくようお願いいたします。

なお、今後セルフチェックリストに基づいた調査の実施を予定しております ので、御多用中恐縮ですが、御理解・御協力いただきますようお願いいたしま す。

記

1. 学校法人が海外で行うことができる事業等について

私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)においては、学校法人の海外事業の実施を明確に禁止する規定は存在しない。よって、学校法人は、海外における事業や活動(以下「海外事業等」という)を一切行うことができないわけではないが、そもそも学校法人は、私立学校法第3条の私立学校の設置を目的として設立されるものであり、私立学校が我が国の学校教育の発展普及や、多様化するニーズに応じた教育研究を提供する役割を担っていることに鑑みると、学校法人が海外事業等を実施するにあっては、一定の制約の下で行われるべきものと考えられること。

学校法人の海外事業等のうち教育研究活動の一環として行う活動以外の事業や活動(以下「海外事業」という。)は、基本的には、「文部科学大臣所轄学校法人が行う付随事業と収益事業の扱いについて(通知)」(平成21年2月26日付20文科高第855号文部科学省高等教育局私学部長通知)に示す学校教育の一部に付随して行われる事業(以下「付随事業」という。)及びその収益を私立学校の経営に充てることを目的とする事業(以下「収益事業」という。)として実施されることとなること。

(1) 教育研究活動の一環として行う活動

海外分校や海外キャンパスにおける教育研究活動については、国内における教育研究活動の一環として、海外においても実施できるものであること。なお、在学者又は教職員及び役員以外の者に物品やサービスの提供を行い対価を得る事業や、学校の所在地と離れた場所に施設を設け行う事業等については、付随事業又は収益事業として整理すべきであること。

(2) 付随事業として行うことができる活動

付随事業として行うことができる事業については、国内における事業実施の場合と同様に実施できるものであること。なお、文部科学大臣所轄学校法人が付随事業を行う際には、「文部科学大臣所轄学校法人が付随事業及び収益事業を実施する際の扱い等について(通知)」(令和3年10月1日付3高私行第9号文部科学省高等教育局私学部私学行政課長通知)に示される付随事業については、文部科学省へ事前相談を行うこととされていることから、海外事業として行う付随事業についても同様の扱いとすること。また、都道府県知事所轄学校法人については、それぞれの所轄庁において必要な指導・助言を行うこと。

(3) 収益事業として行うことができる活動

収益事業として行うことができる事業については、国内における事業実施の場合と同様に実施できるものであること。

(参考) 学校法人が行う海外事業等の例

学校法人が行う海外事業等としては、例えば、以下のようなものが考えられる。ただし、これに限られるものではないこと。

- <教育研究活動の一環として行う活動>
- ・ 海外分校や海外キャンパスにおける教育研究活動

<付随事業>

- ・ 海外分校や海外キャンパスにおいて、主として在学者や教職員等への物品やサービスの提供を行う事業
- ・ 海外教育機関と連携し、留学生等への受け入れ支援を行う事業

<収益事業>

- ・ 海外において、主に学外者を対象とした物品やサービスの提供を行う事業
- 2. 学校法人が海外事業を行う際の留意事項について

学校法人が海外事業を行う場合にあっては、FATF 声明で行動要請対象 の高リスク国・地域(ブラックリスト※1)において実施することの無いよ う留意すること。また、強化モニタリング対象国・地域(グレイリスト※2) において、海外事業を行う場合は、特に注意すること。

契約(取引)の相手方については、海外では国内に比べ、相手方の素性に関する情報が得られにくいことが想定されるところ、契約(取引)に当たり、相手方経営陣等に反社会勢力、国際テロリスト及びこれらに関連する者がいることのないよう留意すること。また、契約(取引)の相手方との取引方法が、主に現金で行われることのないよう留意すること。

 $\mbox{\%}\ 1: \mbox{https://www.mof.go.jp/policy/international policy/convention/fatf/2022} \ 0325\ 2.pdf$

<添付資料>

別添 学校法人が海外事業を実施する場合のセルフチェックリスト

【連絡先】

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係・企画係

電 話:03-5253-4111 (内線 2532 · 2533)

メール: <u>sigakugy@mext.go.jp</u>

学校法人が海外事業を実施する場合のセルフチェックリスト (令和4年6月21日版)

海外事業※1を実施している(これから実施しようとする場合も含む。以下同じ)。
ブラックリスト※2又はグレイリスト※3に指定された国・地域で事業を実施している。
海外事業の契約(取引)の相手方を把握している。
海外事業のうち、主に現金で取引を行う事業がある(海外への出資等)。

※1:学校法人が海外において行う事業・活動のうち、教育研究活動を除く事業・活動

※2:行動要請対象の高リスク国・地域 (https://www.mof.go.jp/policy/international policy/convention/fatf/20220325 2.pdf)

※3:強化モニタリング対象国・地域 (https://www.mof.go.jp/policy/international-policy/convention/fatf/20220325-4.pdf)